

長野市手話言語条例

手話は言語である。

手話は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動きや表情などにより視覚的に表現される言語である。ろう者にとって、物事を考え、意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かせない言語として、大切に受け継がれてきた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を十分に得ることができず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

長野市においては、障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ、地域の一員として安心して暮らせるまちを築くことを目的とした長野市障害者基本計画を策定するとともに、地域で障害者が社会参加するための環境整備に取り組んできたところである。

一方で、市民が手話に接する機会は少なく、市民の手話に対する理解が十分に深まっているとはいえない状況にある。手話による意思疎通や情報の取得ができる環境を整備するため、更なる取組を進めていかなければならない。

そこで、手話は言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができるまちづくりが必要である。

手話が、障害のある人もない人も、互いに支え合いながら共に生きる地域社会の象徴となり、誰もが手話に親しみ、手話に対する理解を深め、手話が広く日常生活や社会生活でも利用される長野市を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務並びにろう者及び手話通訳者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、事業者及び市民の手話及びろう者に対する理解の促進を図り、もってろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、きこえない者及びきこえにくい者のうち、手話を使い日常生活又は社会生活を営むものをいう。

2 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及等は、手話が音声言語と対等な独自の体系を持つ言語であり、豊かな人間性を涵養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るために必要なものとしてろう者が受け継いできた言語活動の文化的所産であることについての市民の理解の下に、行われなければならない。

2 手話の普及等は、手話が、意思疎通のための手段として選択の機会が確保される

とともに、情報の取得又は利用のための手段として選択の機会の拡大が図られることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話の普及等を推進するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する関心と理解を深めるとともに、手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(ろう者の役割)

第7条 ろう者は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策に協力するとともに、主体的かつ自主的に手話の普及に努めるものとする。

(手話通訳者の役割)

第8条 手話通訳者（市長が別に定める試験に合格した者その他市長が別に定める者をいう。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上に努めるものとする。

(県との連携協力)

第9条 市は、手話の普及等に関する施策の実施に当たっては、県と連携するとともに、県が行う手話の普及等に関する施策に協力するものとする。

(施策の策定及び推進)

第10条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による障害福祉計画において、手話の普及等に関する必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市長は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、当事者団体等の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表しなければならない。

4 第2項の規定は、第1項に規定する施策の変更について準用する。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第11条 市は、市民が手話を学ぶ機会の確保をするため、手話に関する講座の開設その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民が手話に親しみを覚える取組を行う者に対し、必要な支援を行うものとする。

(学校における理解の増進)

第12条 市は、学校教育において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、必

要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、学校において、児童、生徒、教職員等に対し、手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(医療機関における環境整備)

第13条 市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境を確保するため、手話通訳者を派遣する制度の周知その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(観光旅行者に関する措置)

第14条 市は、観光事業者その他の関係者と連携し、ろう者である観光旅行者が観光に関連する施設において、手話を使用しやすいようにするための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話通訳者等の養成等)

第15条 市は、県と協力して、手話通訳者その他の手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上を図るものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、県と協力して、災害時において互いに支え合うための地域づくりに資するよう、手話を使うことができる者の養成を行うものとする。

(手話による情報発信)

第16条 市は、ろう者が市政に関する情報を容易に得られるよう、手話による情報発信に努めるものとする。

(手話通訳者の派遣体制の整備等)

第17条 市は、ろう者が手話による意思疎通を図ることができる環境の整備に資するよう、手話通訳者の派遣その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者への支援)

第18条 市は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき、又は事業者がろう者を雇用するときに手話を使用しやすい環境の整備のために行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(災害時等の対応)

第19条 市は、災害時又は緊急時において、ろう者に対し、情報の迅速な取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第20条 市は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。